

乙第15号議案

令和7年第5回沖縄県議会(定例会)議案
(そ の 4)

令和7年9月24日提出

沖 縄 県

目 次

議 案 番 号		ペー ジ
乙 第 15 号 議 案	沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例	1

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第5第1項の表を次のように改める。

単位	区分	艇長	使用料
使用期間が 1月未満の 場合 1区 画1日につ き	陸置	5メートル未満のもの	1,130円
		5メートル以上6メートル未満のもの	1,360円
		6メートル以上7メートル未満のもの	1,590円
		7メートル以上8メートル未満のもの	1,820円
		8メートル以上9メートル未満のもの	2,050円
		9メートル以上10メートル以下のもの	2,280円
		10メートルを超えるもの	2,280円に10メートル を超える1メートルま でごとに230円を加算 した額
	海上 係留	5メートル未満のもの	1,380円
		5メートル以上6メートル未満のもの	1,650円
		6メートル以上7メートル未満のもの	1,920円
		7メートル以上8メートル未満のもの	2,190円
		8メートル以上9メートル未満のもの	2,460円
		9メートル以上10メートル以下のもの	2,730円

		10メートルを超えるもの	2,730円に10メートルを超える1メートルまでごとに270円を加算した額
使用期間が 1月以上1 年未満の場 合 1区画 1月につき	陸置	5メートル未満のもの	22,600円
		5メートル以上6メートル未満のもの	27,200円
		6メートル以上7メートル未満のもの	31,800円
		7メートル以上8メートル未満のもの	36,400円
		8メートル以上9メートル未満のもの	41,000円
		9メートル以上10メートル以下のもの	45,600円
		10メートルを超えるもの	45,600円に10メートルを超える1メートルまでごとに4,600円を加算した額
	海上 係留	5メートル未満のもの	27,600円
		5メートル以上6メートル未満のもの	33,000円
		6メートル以上7メートル未満のもの	38,400円
		7メートル以上8メートル未満のもの	43,800円
		8メートル以上9メートル未満のもの	49,200円
		9メートル以上10メートル以下のもの	54,600円
		10メートルを超えるもの	54,600円に10メートルを超える1メートルまでごとに5,400円を加算した額
使用期間が	陸置	5メートル未満のもの	県内 189,800円

1 年の場合 1 区画に つき		県外 237,300円
	5メートル以上6メートル未満のもの	県内 228,500円 県外 285,600円
	6メートル以上7メートル未満のもの	県内 267,100円 県外 333,900円
	7メートル以上8メートル未満のもの	県内 305,800円 県外 382,200円
	8メートル以上9メートル未満のもの	県内 344,400円 県外 430,500円
	9メートル以上10メートル以下のもの	県内 383,000円 県外 478,800円
	10メートルを超えるもの	県内 383,000円に10メートルを超える1メートルまでごとに38,600円を加算した額 県外 478,800円に10メートルを超える1メートルまでごとに48,300円を加算した額
海上 係留	5メートル未満のもの	県内 231,800円 県外 289,800円
	5メートル以上6メートル未満のもの	県内 277,200円 県外 346,500円
	6メートル以上7メートル未満のもの	県内 322,600円 県外 403,200円
	7メートル以上8メートル未満のもの	県内 367,900円 県外 459,900円
	8メートル以上9メートル未満のもの	県内 413,300円 県外 516,600円

	9メートル以上10メートル以下のもの	県内 458,600円 県外 573,300円
	10メートルを超えるもの	県内 458,600円に10メートルを超える1メートルまでごとに45,400円を加算した額 県外 573,300円に10メートルを超える1メートルまでごとに56,700円を加算した額

別表第5第2項の表を次のように改める。

単位	艇長	使用料
使用期間が1月未満の場合 1区画1日につき	3メートル未満のもの	420円
	3メートル以上5メートル未満のもの	590円
	5メートル以上のもの	840円
使用期間が1年以上1年未満の場合 1区画1月につき	3メートル未満のもの	4,200円
	3メートル以上5メートル未満のもの	5,900円
	5メートル以上のもの	8,400円
使用期間が1年の場合 1区画につき	3メートル未満のもの	県内 33,600円 県外 42,000円
	3メートル以上5メートル未満のもの	県内 47,200円 県外 59,000円
	5メートル以上のもの	県内 67,200円 県外 84,000円

別表第5第3項の表を次のように改める。

単位	使用料
使用期間が1月未満の場合 1区画1日につき	730円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1区画1月につき	14,600円
使用期間が1年の場合 1区画につき	県内 122,600円 県外 153,300円

別表第5第4項の表を次のように改める。

単位	艇長	使用料
上架又は 下架1回 につき	5メートル未満のもの	3,520円
	5メートル以上6メートル未満のもの	3,740円
	6メートル以上7メートル未満のもの	3,960円
	7メートル以上8メートル未満のもの	4,180円
	8メートル以上9メートル未満のもの	4,400円
	9メートル以上10メートル未満のもの	4,730円
	10メートル以上11メートル未満のもの	5,060円
	11メートル以上12メートル未満のもの	5,390円
	12メートル以上13メートル未満のもの	6,600円
	13メートル以上14メートル未満のもの	7,810円
	14メートル以上15メートル未満のもの	9,020円
	15メートル以上16メートル未満のもの	10,670円

	16メートル以上17メートル未満のもの	12,320円
	17メートル以上18メートル以下のもの	13,970円
	18メートルを超えるもの	13,970円に18メートルを超える1メートルまでごとに2,090円を加算した額

別表第5第5項の表揚降機使用料の項を削り、同表中

船台使用料	ボート用	小型	1日につき	890円	を
		中型	1日につき	1,570円	
		大型	1日につき	1,980円	
	ヨット用	中型	1日につき	2,530円	
		大型	1日につき	3,390円	

船台使用料	ボート用	小型	1日につき	1,760円	に、
		中型	1日につき	3,080円	
		大型	1日につき	3,960円	
		特大型	1日につき	4,950円	
	ヨット用	中型	1日につき	4,950円	
		大型	1日につき	6,710円	

「12,650円」を「25,300円」に、「330円」を「660円」に、

駐車場使用料	1台1日につき	100円	を
	(1) 一般原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車		

	(2) 普通自動車	300円
--	-----------	------

駐車場使用料	一般原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車	1台1日につき	100円
	普通自動車	1台1時間につき	300円を超えない範囲内で規則で定める額（使用時間が規則で定める時間を超え24時間までの場合にあつては、1,000円を超えない範囲内で規則で定める額）
		駐車場として占用する場合 1台分1日につき	1,000円
船台置場使用料		1台1日につき 1台1月につき 1台1年につき	1,130円 22,600円 237,300円

「220円」を「440円」に、「2,200円」を「4,400円」に、

更衣ロッカー及びシャワー使用料	1回につき	160円
給水施設使用料	1基30分につき	160円
給電施設使用料	1基30分につき	200円
給油施設使用料	給油1リットルにつき	9円 (給油実費を除く。)

シャワー使用料	1回につき	300円
給水施設使用料	1基30分につき	150円

給電施設使用料	1 基30分につき	150円
	1 基 1 月につき	14,300円

め、別表第5備考5を同表備考7とし、同表備考4を同表備考6とし、同表備考3を同表備考5とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考3の次に次のように加える。

- 4 「県内」とは使用者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が県内にある場合をいい、「県外」とは使用者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が県外にある場合をいう。

別表第5備考1の次に次のように加える。

- 2 「1区画」とは、陸置又は海上係留の用に供するために区画された一の区域をいう。

別表第5備考に次のように加える。

- 8 普通自動車の駐車場の使用時間が24時間を超える場合にあっては、24時間ごとにこの表に掲げる駐車場使用料（普通自動車（駐車場として占用する場合を除く。）に限る。）の額を算出し、これらの額を合算した額とする。

別表第6第1項の表を次のように改める。

単位	区分	艇長	使用料
使用期間が 1月未満の 場合 1区 画1日につ き	陸置	5メートル未満のもの	1,320円
		5メートル以上6メートル未満のもの	1,570円
		6メートル以上7メートル未満のもの	1,820円
		7メートル以上8メートル未満のもの	2,070円
		8メートル以上9メートル未満のもの	2,320円
		9メートル以上10メートル未満のもの	2,570円
		10メートル以上11メートル未満のもの	2,820円
		11メートル以上12メートル未満のもの	3,070円

		12メートル以上13メートル未満のもの	3,320円
		13メートル以上14メートル未満のもの	3,570円
		14メートル以上15メートル以下のもの	3,820円
		15メートルを超えるもの	3,820円に15メートルを超える1メートルまでごとに250円を加算した額
	海上 係留	10メートル未満のもの	3,230円
		10メートル以上11メートル未満のもの	3,540円
		11メートル以上12メートル未満のもの	3,850円
		12メートル以上13メートル未満のもの	4,160円
		13メートル以上14メートル未満のもの	4,470円
		14メートル以上15メートル以下のもの	4,780円
		15メートルを超えるもの	4,780円に15メートルを超える1メートルまでごとに310円を加算した額
使用期間が 1月以上1 年未満の場 合 1区画 1月につき	陸置	5メートル未満のもの	26,400円
		5メートル以上6メートル未満のもの	31,400円
		6メートル以上7メートル未満のもの	36,400円
		7メートル以上8メートル未満のもの	41,400円
		8メートル以上9メートル未満のもの	46,400円
		9メートル以上10メートル未満のもの	51,400円

		10メートル以上11メートル未満のもの	56,400円
		11メートル以上12メートル未満のもの	61,400円
		12メートル以上13メートル未満のもの	66,400円
		13メートル以上14メートル未満のもの	71,400円
		14メートル以上15メートル以下のもの	76,400円
		15メートルを超えるもの	76,400円に15メートルを超える1メートルまでごとに5,000円を加算した額
	海上係留	10メートル未満のもの	64,600円
		10メートル以上11メートル未満のもの	70,800円
		11メートル以上12メートル未満のもの	77,000円
		12メートル以上13メートル未満のもの	83,200円
		13メートル以上14メートル未満のもの	89,400円
		14メートル以上15メートル以下のもの	95,600円
		15メートルを超えるもの	95,600円に15メートルを超える1メートルまでごとに6,200円を加算した額
使用期間が 1年の場合 1区画につき	陸置	5メートル未満のもの	県内 221,800円 県外 277,200円
		5メートル以上6メートル未満のもの	県内 263,800円 県外 329,700円
		6メートル以上7メートル未満のもの	県内 305,800円 県外 382,200円

	7メートル以上8メートル未満のもの	県内 347,800円 県外 434,700円
	8メートル以上9メートル未満のもの	県内 389,800円 県外 487,200円
	9メートル以上10メートル未満のもの	県内 431,800円 県外 539,700円
	10メートル以上11メートル未満のもの	県内 473,800円 県外 592,200円
	11メートル以上12メートル未満のもの	県内 515,800円 県外 644,700円
	12メートル以上13メートル未満のもの	県内 557,800円 県外 697,200円
	13メートル以上14メートル未満のもの	県内 599,800円 県外 749,700円
	14メートル以上15メートル以下のもの	県内 641,800円 県外 802,200円
	15メートルを超えるもの	県内 641,800円に15メートルを超える1メートルまでごとに42,000円を加算した額 県外 802,200円に15メートルを超える1メートルまでごとに52,500円を加算した額
海上 係留	10メートル未満のもの	県内 542,600円 県外 678,300円
	10メートル以上11メートル未満のもの	県内 594,700円 県外 743,400円

	11メートル以上12メートル未満のもの	県内 646,800円 県外 808,500円
	12メートル以上13メートル未満のもの	県内 698,900円 県外 873,600円
	13メートル以上14メートル未満のもの	県内 751,000円 県外 938,700円
	14メートル以上15メートル以下のもの	県内 803,000円 県外 1,003,800円
	15メートルを超えるもの	県内 803,000円に15メートルを超える1メートルまでごとに52,100円を加算した額 県外 1,003,800円に15メートルを超える1メートルまでごとに65,100円を加算した額

別表第6第2項の表を次のように改める。

単位	艇長	使用料
使用期間が1月未満の場合 1区画1日につき	3メートル未満のもの	490円
	3メートル以上5メートル未満のもの	680円
	5メートル以上のもの	1,000円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1区画1月につき	3メートル未満のもの	4,900円
	3メートル以上5メートル未満のもの	6,800円
	5メートル以上のもの	10,000円
使用期間が1年の場合 1区画	3メートル未満のもの	県内 39,200円 県外 49,000円

につき	3メートル以上5メートル未満のもの	県内 54,400円 県外 68,000円
	5メートル以上のもの	県内 80,000円 県外 100,000円

別表第6第3項の表中「440円」を「730円」に、「9,120円」を「14,600円」に、

使用期間が1年の場合 1区画につき	95,210円	を
-------------------	---------	---

使用期間が1年の場合 1区画につき	県内 122,600円 県外 153,300円	に改
-------------------	----------------------------	----

める。

別表第6第4項の表を次のように改める。

単位	艇長	使用料
上架又は 下架1回 につき	5メートル未満のもの	3,520円
	5メートル以上6メートル未満のもの	3,740円
	6メートル以上7メートル未満のもの	3,960円
	7メートル以上8メートル未満のもの	4,180円
	8メートル以上9メートル未満のもの	4,400円
	9メートル以上10メートル未満のもの	4,730円
	10メートル以上11メートル未満のもの	5,060円
	11メートル以上12メートル未満のもの	5,390円
	12メートル以上13メートル未満のもの	6,600円

13メートル以上14メートル未満のもの	7,810円
14メートル以上15メートル未満のもの	9,020円
15メートル以上16メートル未満のもの	10,670円
16メートル以上17メートル未満のもの	12,320円
17メートル以上18メートル以下のもの	13,970円
18メートルを超えるもの	13,970円に18メートルを超える1メートルまでごとに2,090円を加算した額

別表第6第5項の表揚降機使用料の項を削り、同表中「1,120円」を「2,200円」に、「1,960円」を「3,960円」に、「2,470円」を「4,950円」に、「1,020円」を「1,650円」に、

「

駐車場使用料	1台1日につき		を
	(1) 一般原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車	100円	
	(2) 普通自動車	300円	

」

「

駐車場使用料	一般原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車	1台1日につき	100円	に、
	普通自動車	1台1時間につき	300円を超えない範囲内で規則で定める額（使用時間が規則で定める時間を超え24時間までの場合にあつては、1,000円を超えない範囲内で規則で定める額）	
	駐車場として占用する場合	1台分1日につき	1,000円	

」

」

「870円」を「1,320円」に、「17,570円」を「26,400円」に、「183,420円」を「277,200円」に、「350円」を「700円」に、「7,120円」を「14,000円」に、「71,290円」を「140,000円」に、「610円」を「1,200円」に、「12,220円」を「24,000円」に、「122,220円」を「240,000円」に、「200円」を「300円」に改め、別表第6備考6を同表備考8とし、同表備考5を同表備考6とし、同表備考6の次に次のように加える。

7 普通自動車の駐車場の使用時間が24時間を超える場合にあっては、24時間ごとにこの表に掲げる駐車場使用料（普通自動車（駐車場として占用する場合を除く。）に限る。）の額を算出し、これらの額を合算した額とする。

別表第6備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 「県内」とは使用者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が県内にある場合をいい、「県外」とは使用者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が県外にある場合をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第5及び別表第6の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、施行日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（使用料の額の特例）

3 改正後の別表第5第1項の表の規定にかかわらず、1艇で2区画を使用する船舶の使用に係る使用料の額については、施行日から令和9年3月31日までに受けた使用の許可に係る使用料に限り、同表に掲げる1区画当たりの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。

令和7年9月24日提出

理 由

宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの使用料の額の適正化を図るほか、宜野湾港マリーナの船台置場使用料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

